

日液協元第51号
令和2年3月5日

会員各位

日本液化石油ガス協議会
事務局

令和元年度METI・ガス安全室立入検査結果
(第4四半期分及び令和元年度分)について(お願い)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年度の立入検査(第4四半期分及び令和元年度分)の結果が3月4日付けでHP(下記HPアドレス参照)に掲載されました。

なお、第4四半期分の立入検査の指摘事項は、ありませんでした。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、今後についても指摘事項が無いよう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200304-01.html

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当：飯田、北邨、橋本)

令和元年度立入検査の結果について

立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果(注) | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|----|----------------|-------------------|--------|-------|---------------|--|
| 1 | 平成31年4月16日、17日 | 湊商事株式会社 | 七飯給油所 | 指摘あり | ガス安全室長による口頭注意 | 立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため平成31年4月26日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。 液石法第34条第1項の規程により供給設備点検が適切に実施されていない消費者に対しては、早急に点検を実施し、同法第87条の規程により当該点検結果を適切に管理すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】 |
| 2 | 令和元年5月28日 | 株式会社ガスパル | 千葉販売所 | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 3 | 令和元年6月20日 | サンリン株式会社 | 塩尻支店 | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 4 | 令和元年6月21日 | 株式会社ホームエネルギー長野 | 松本センター | 指摘なし | 無 | 保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 5 | 令和元年8月1日 | ガステックサービス株式会社 | 春日井営業所 | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 6 | 令和元年8月27日 | ネクスト・ワン株式会社 | 大阪営業所 | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 7 | 令和元年11月14日 | 株式会社タイヨウ開発 | 本社 | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 8 | 令和元年11月15日 | カメイ株式会社 | 酒田支店 | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 9 | 令和元年11月25日 | 静岡ガスサービス株式会社 | 静岡営業所 | 指摘あり | ガス安全室長による口頭注意 | 立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため令和2年1月23日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。 液石法第27条第1項の規程により保安機関が帳簿に記載すべき事項が口頭での伝達のみとなっていたため、同法施行規則第131条第2項のとおり、帳簿にて適切に管理すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】 |
| 10 | 令和元年12月6日 | 西日本液化ガス株式会社 | 小倉支店 | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 11 | 令和2年2月6日 | ENEOSグローブエナジー株式会社 | 京葉支店 | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし: 法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり: 法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり: 文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり: 行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)